

若手医師海外研修等支援事業Q & A【令和6年度版】

目次

【事業の趣旨等について】

- Q 1 「若手医師海外研修等支援事業」を実施する目的とはどのようなものか。
- Q 2 「海外研修等」の内容とはどのようなものか。

【補助対象者について】

- Q 1 どのような医師が補助の対象となるのか。
- Q 2 同一の医師が複数回補助金の申請を行うことはできるか。
- Q 3 参加人数に上限等はあるか。

【補助対象事業について】

- Q 1 研修（視察）の対象となるのはどのような施設か。
- Q 2 渡航費のうち、対象となるのはどのような経費か。
- Q 3 研修（視察）中に給与が支払われている場合の取扱いはどうなるのか。
- Q 4 補助金の精算方法はどうか。
- Q 5 補助の対象となる研修（視察）の期間は。
- Q 6 研修（視察）期間が年度をまたぐ場合の手続きはどうなるのか。
- Q 7 補助金のスケジュールはどうなるのか。

【義務年限について】

- Q 1 修学資金貸与医師又は自治医科大学卒医師が補助金の交付を受けた場合の、義務年限の取扱いはどうなるのか。
- Q 2 海外視察と海外研修のそれぞれで補助金の交付を受けた場合の、義務年限の取扱いはどうなるのか。
- Q 3 義務年限の勤務期間の計算方法はどうか。
- Q 4 義務年限の消化対象となるのはどのような施設か。
- Q 5 義務年限の中断が認められる期間はどれくらいか。
- Q 6 義務年限の中断が認められるのはどのような理由か。
- Q 7 産前産後休業、育児休業、退職、停職、育児短時間勤務等の場合の、義務年限の取扱いはどうなるのか。
- Q 8 勤務状況の確認方法はどうか。
- Q 9 海外研修における義務年限の算定基礎となる期間はどうか。

【事業の趣旨等について】

Q 1 「若手医師海外研修等支援事業」を実施する目的とはどのようなものか。

県内の若手医師が外国の病院又は教育施設等において、最先端の医学知識や医療技術を修得するために視察及び研修（以下「海外研修等」という。）に参加する場合の支援を行うことで、地域医療をリードする医師を養成するとともに、地域の医療水準の向上と若手医師の県内定着を図るために実施するものです。

Q 2 「海外研修等」の内容とはどのようなものか。

- ・海外視察：移動日を除く期間が、1週間以上1か月未満のものをいいます。
- ・海外研修：移動日を除く期間が、1か月以上のものをいいます。

【補助対象者について】

Q 1 どのような医師が補助の対象となるのか。

次に掲げる要件全てに該当する医師が対象となります。

- ・臨床研修2年目以降の医師であって、補助金の申請日時点において満40歳未満の者であること。
- ・県内の地域医療に貢献する意欲のある者であること。
- ・海外視察にあつては、海外視察後に引き続き、1年間、県内の医療機関等において確実に勤務できる者であること。（当該期間を「義務年限」という。）
- ・海外研修にあつては、海外研修後に引き続き、研修期間（移動日を除く。）の5倍の期間（当該期間が3年に満たないときは、3年とする）、県内の医療機関等において確実に勤務できる者であること。（当該期間を「義務年限」という。）

Q 2 同一の医師が複数回補助金の申請を行うことはできるか。

同一の医師からの申請は、原則として海外視察と海外研修各1回を上限として認めます。

ただし、研修（視察）期間が年度をまたいで引き続いていない場合のみ、当該期間が終了するまで、同一の事由で申請を可能とします。

	視察→視察	視察→研修	研修→視察	研修→研修
同一年度	×	○	○	×
複数年度	△（視察期間が年度をまたいで、かつ申請当初の年度の交付額が補助限度額に達していない場合に限る）	○	○	△（研修期間が年度をまたいで、かつ申請当初の年度の交付額が補助限度額に達していない場合に限る）

Q 3 参加人数に上限等はあるか。

定員を5名程度としております。申請多数の場合、予算の範囲内で調整して交付するため、申請どおりの補助とならない場合があります。

【補助対象事業について】

Q 1 研修（視察）の対象となるのはどのような施設か。

海外研修等希望者自ら若しくは指導医等関係者が研修（視察）先に決定した医療機関、大学、民間企業、研究所、学会等が対象となります。

Q 2 渡航費のうち、対象となるのはどのような経費か。

- ・現在の拠点から研修（視察）先の医療機関等までの往復の航空賃、船賃、鉄道賃、車賃
- ・渡航日前後の宿泊代

Q 3 研修（視察）中に給与が支払われている場合の取扱いはどうなるのか。

- ・研修（視察）先から給与が支払われている場合：渡航費のみ補助対象とします。
- ・所属から給与が支払われている場合：給与の支払いがない場合と同様に研修等、滞在費＋渡航費を補助対象とします。

Q 4 補助金の精算方法はどうか。

- ・渡航費：航空券等を購入した際の領収書等により実費精算。
 - ・研修等、滞在費：実費精算はせず、研修（視察）の実日数により精算。
- なお、実支出額が補助限度額を上回った場合は、その分は自己負担となります。

Q 5 補助の対象となる研修（視察）の期間は。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施した研修（視察）が対象となります。

Q 6 研修（視察）期間が年度をまたぐ場合の手続きはどうか。

研修期間（移動日を除く。）が1年を超える海外研修の場合、補助対象期間の上限は1年となります。

単年度ごとの補助金のため、研修（視察）期間が年度をまたぐ場合は、年度末で一旦事業完了として精算を行い、次年度分は新たな交付申請に基づき補助金を交付します。なお、研修（視察）毎に補助限度額を算定しますので、既に補助限度額を交付された研修（視察）が年度をまたいだ場合、それ以降は補助金の交付を行いません。

Q 7 補助金のスケジュールはどうか。

- ・要綱制定～10月末 交付申請受付
- ・11月 交付決定
- ・（交付決定～12月末 追加申請受付）
- ・翌年4月 実績報告提出
- ・翌年5月 補助金交付

【義務年限について】

Q 1 修学資金貸与医師又は自治医科大学卒医師が補助金の交付を受けた場合の、義務年限の取扱いはどうなるのか。

山形県医師修学資金又は自治医科大学医学部修学資金の義務年限と本補助金の義務年限は別制度の義務のため、重複して（同時に）消化することを認めます。

- （例）公立病院等で1年間勤務：修学資金（自治）の義務と補助金の義務の両方が1年消化
- 民間病院で1年間勤務：修学資金（自治）の義務は中断、補助金の義務は1年消化
- 県外で1年間勤務：修学資金（自治）の義務と補助金の義務の両方を中断

Q 2 海外視察と海外研修のそれぞれで補助金の交付を受けた場合の、義務年限の取扱いはどうなるのか。

海外視察の義務年限と海外研修の義務年限は同一制度の義務のため、県内医療機関で勤務した場合でも、重複して（同時に）消化することは認めません。一方の義務年限を消化した後に、もう一方の義務年限の消化を始めることとします。

Q 3 義務年限の勤務期間の計算方法はどうか。

義務年限の勤務期間については、月単位で計算します。

Q 4 義務年限の消化対象となるのはどのような施設か。

- ・ 県内の医療機関（公立、民間立を問いません。）
- ・ 県内の保健所その他の公衆衛生関係行政機関

Q 5 義務年限の中断が認められる期間はどれくらいか。

知事が適当と認めるときに限り、最大6年まで義務年限の中断を認めます。

Q 6 義務年限の中断が認められるのはどのような理由か。

- ・ 大学院進学
- ・ 県外医療機関勤務
- ・ 海外医療機関勤務
- ・ その他知事が特に認める理由

Q 7 産前産後休業、育児休業、休職、停職、育児短時間勤務等の場合の、義務年限の取扱いはどうなるのか。

- ・ 産前産後休業：義務年限に含めることとします。
- ・ 育児休業、休職、停職：義務年限に含めないこととします。
- ・ 育児短時間勤務等：義務年限に含めることとします。（短縮した勤務時間に応じて割り落として計算）

Q 8 勤務状況の確認方法はどうか。

研修（視察）修了後に、勤務先を変更したときは、直ちにその旨を報告してください。

県内の医療機関等において勤務に従事した期間が、義務年限に達した場合、速やかに勤務先の医療機関が発行した勤務証明書を提出してください。

Q 9 海外研修における義務年限の算定基礎となる期間はどうか。

義務年限の算定基礎となる期間は、移動日を除く研修期間（上限1年）とします。なお、海外研修において渡航費のみが補助対象となる場合（研修先から給与が支払われる場合）、義務年限は1年間とします。